

## 巨理町町制施行 70 周年記念事業基本方針

### 1. はじめに

巨理町は、昭和 30 年 2 月 1 日に町制を施行し、令和 7 年に町制施行 70 周年を迎えます。この節目を迎えるにあたり、町民の皆さんとともに巨理町町制施行 70 周年の気運を高め、巨理町町制施行 70 周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施します。

本基本方針では、基本理念や実施方針、取組等を定めるものとします。

#### (1) 基本理念

巨理町町制施行 70 周年を契機として、町民の皆さんと一緒に巨理の歴史や文化、地域資源などの魅力を再認識するとともに、広く強く町内外に発信し、シビックプライドの醸成を図り、「みどり豊かな住みよい田園都市」の実現を目指します。

#### (2) 基本方針

基本理念の実現を図るため、次の項目を基本方針として記念事業を展開します。

- ・巨理町の歴史と先人の功績を振り返り、全町をあげて祝う。
- ・地域資源を活かし、ふるさとへのシビックプライドの醸成を図る。
- ・次世代を担う子どもたちの夢や希望を育み、未来を創造する。
- ・巨理町の魅力を町内外に積極的に発信する。

### 2. 実施期間

記念事業は、巨理町町制施行 70 周年の記念日である令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までとする。

### 3. 記念事業の構成

記念事業は、町主催事業、冠称事業及び広報・PR 事業で構成します。

#### (1) 町主催事業

- ・記念式典
- ・記念イベント

#### (2) 冠称事業

町又は地域住民や各種団体、事業者が毎年主催している既存事業あるいは新たに企画・立案し実施する自主的な事業のうち、記念事業として「巨理町町制施行 70 周年記念事業」の冠を付すにふさわしい事業を展開します。

#### (3) 広報・PR 事業

町の広報紙やホームページ、SNS など様々な媒体を利用するとともに、ロゴマーク・キャッチフレーズを作成するなど印刷物や啓発物による PR 方法も検討するなど、広く強く町内外に広報します。

### 4. 推進体制

記念事業の実施にあたっての体制は次のとおりとする。

- ① 総務課：記念式典の開催
- ② 企画課：記念事業の調整。70 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ募集作成、冠称事業の承認

## 5. 事業スケジュール

| 年 月    | 内 容                             |
|--------|---------------------------------|
| 8月     | キャッチフレーズ募集                      |
| 9月     | キャッチフレーズ審査・決定                   |
| 10月    | ロゴマーク募集                         |
| 11月    | ロゴマーク審査・決定                      |
| 令和7年2月 | 町制施行70周年記念式典、キャッチフレーズ・ロゴマーク作品表彰 |
| 3月     | 冠称事業募集開始                        |